2026

創業ガイドブック

秋田県信用保証協会 創業支援チームが
あなたの創業をサポートします

秋田県信用保証協会

はじめに

秋田県信用保証協会では

年間約200社に創業のお手伝いをさせて頂いております。

この「創業ガイドブック」はこれまでのお手伝いを通して

創業の重要なポイントをまとめたものです。

これから創業される方や創業されて間もない方の

参考となれば幸いです。

あなたの夢を
いっしょに
応援します！

秋田県信用保証協会
オリジナルキャラクター
「フキエル」と「スイちゃん」

もくじ

1 創業のために重要なこと P2

2 創業準備度チェック P3

3 事業計画書を作ってみよう

① 事業計画書の構成 P4

② 資金繰りについて P9

4 創業の基本知識（各種届出・税金等）

① 事業形態 P10

② 創業に必要な各種届出 P12

③ 税金に関する知識 P14

資料編

5 秋田県信用保証協会って・・・？ P15

6 創業のための支援メニュー

① 秋田県信用保証協会の創業支援 P17

● 創業関連の融資制度 P18

● 起業者交流会＆ポラリス交流会 P26

● マンツーマン創業塾 P26

● 専門家派遣事業 P27

● 経営診断サービス P27

② 創業に関する補助金 P28

③ 創業セミナー・起業塾など P32

④ 創業相談など P32

⑤ 創業オフィスの賃貸 P33

⑥ 創業支援機関等一覧 P34

⑦ 専門家（社外ブレーン）の活用 P36

⑧ A-STA（エイスタ） P36

⑨ 日本政策金融公庫の融資制度 P37

7 許認可等について P38

8 創業・再挑戦事業計画書 P40

9 その他の資金調達 P43

1 創業のために重要なこと

1. 創業の動機は何ですか？

動機がしっかりしていれば強い信念につながり、開業準備からその後の事業運営にあたって「独立を決断する勇気」「不安や孤独に打ち勝つ自信」「立ちはだかる障害を乗り越える知恵とパワー」が湧いてくるはずです。創業知識の修得や確かな創業準備のためにも、各団体が主催する創業セミナーや創業塾の受講をお勧めします。

2. その事業の経験や知識はありますか？

その事業についての経験や知識が充分あれば金融機関の融資審査においても有利です。準備としてその事業に就いてみたり、その事業の特性を探ったりすることは、創業後の成功に欠かせません。

3. 自己資金の準備はできていますか？

自己資金の準備がなければ創業は困難です。設備資金が足りなかったり、創業後の売上が計画に達せず資金繰りに困ることも多くあります。このため、創業準備の段階で計画とは別に余裕資金を確保しておくことが重要です。

なお、創業融資を受けるためには自己資金を一定割合で準備しておくことが要件となる場合もあります。

2 創業準備度チェック

次のチェック項目で創業に向けた知識や準備状況を確認してみましょう。

該当する場合に ○

動機	1	どんな目的で何をやりたいのかハッキリしていますか？	
	2	その事業に夢と情熱を持っていますか？	
	3	その事業は顧客のニーズにマッチしていますか？	
事業内容	4	その事業の商品（製品・サービス）には市場ニーズがありますか？	
	5	その事業のセールスポイントはありますか？	
	6	他社情報や価格等を調べた上で、競争力があると思いますか？	
相手	7	受注見込先、仕入見込先等の人脈や信用はありますか？	
	8	ターゲットとする客層を考えていますか？	
	9	必要な従業員を確保できますか？	
あなた自身	10	経営者としての自信と体力はありますか？	
	11	その事業についての充分な知識と経験がありますか？	
	12	「やり遂げる」信念を持っていますか？	
創業場所	13	創業する場所は決めていますか？	
	14	その場所は事業に適したところですか？	
	15	その場所の家賃等は負担過多ではないですか？	
創業時期	16	いつ創業するか、具体的な青写真ができていますか？	
	17	在職する職場や同業他社の状況等からみて適切ですか？	
事業計画	18	売上、仕入、利益等の収支計画は何度もシミュレーションしましたか？	
	19	必要資金（設備や運転資金）がいくらになるか試算しましたか？	
	20	自己資金の準備は出来ていますか？	
	21	事業計画書としてまとめてみましたか？	
支援者等	22	創業の決意を家族に伝えて理解を得ていますか？	
	23	兄弟姉妹や友人も応援してくれますか？	
	24	創業相談の専門機関や事業経営の相談相手はいますか？	

○の数はいくつでしたか？

- **20〜24** 創業の準備は順調です。
- **15〜19** あと一歩、準備や勉強に努めましょう。
- **0〜14** 創業セミナーや創業塾の受講をお勧めします。

実際の創業に向けて該当箇所が増えるよう取り組んでいきましょう

3 事業計画書を作ってみよう

前頁まで読んでいただいて、創業のためには何が大事なのか大体ご理解頂けたと思います。
次に、事業計画書を作ってみましょう。事業計画書は、全体的な構想、具体的な事業内容、資金計画、収支計画書の4つの構成となっています。これを完成させることにより、自分自身の事業を具体化させることにもなります。

1 事業計画書の構成

全体構想

- **創業の動機**
- **事業の概要**
- **市場の環境**
  競合状況、その事業や商品・サービスの特徴、販売ターゲットなど
- **事業の将来目標**
  どのように発展、拡大していくか、顧客層をどうするかなど
- **事業の課題**
  資金や設備など創業まで準備不足なもの、創業後の不足・不安事など

具体的な事業内容

1. **事業の内容** 事業の概要をさらに具体化
2. **事業の特色** セールスポイント、差別化
3. **販売計画** どこの誰に、客単価など数値も具体的に
4. **仕入計画** 仕入先、原価率など
5. **設備計画** 具体的に
6. **人員計画** 誰にどの仕事

資金計画

創業するためには不動産や機械設備の確保・取得、原材料の仕入、諸経費などにいくら必要なのか運用の検討が必要です。また、それらの支払に充当する資金をどのように調達するのか、調達方法についても検討する必要があります。この資金の運用と調達のことを資金計画と言います。

収支計画

創業後どの程度利益が出るのか、生活費の確保や借入金返済が可能なのかは関心の高いところです。また、収支計画は将来の経営状況をイメージして、目標を設定する上でも必要です。

全体構想

創業者の略歴 有している資格等も記載

創業の動機

事業の概要・目的

市場の環境

課題や不安 なんでも

協力者・協力内容 出資なども

具体的な事業内容

創業場所 どこで

顧　　客 だれに

製品・サービス内容 何を

販売方法 どのように

仕入先・仕入方法 どこから

採用計画 いつ・何人

創業時の資金計画

（単位：千円）

資金使途	使途明細（予定）	金　額	資金調達方法		金　額
設備資金			借入金	金融機関	
				金融機関	
				（保証協会付）	
				金融機関外	
運転資金				計	
			創業支援補助金		
			自己資金		
			その他		
合　計			合　計		

設備資金は、見積書などを手配して、具体的な必要金額を把握しましょう。
運転資金は、創業時の一括仕入や売上代金が現金化されるまでに先行する経費などを計上します。
●家賃関係は、礼金、敷金、仲介手数料、前家賃等計算して計上。●材料等は3ヶ月分程度を計上。●人件費は業種にもよりますが3ヶ月程度を計上。●水道光熱費・通信費・広告費などの3ヶ月分の諸経費を計上。●一時的にかかる開業費用も細かく計算して計上。●個人創業の場合、親等からの資金支援は通常借入の方法によりますが、無利息や元本返済が無い場合は贈与とみなされ、課税対象となることがありますので注意してください。

収支計画

（単位：千円）

支　出				収　入			
	初年度	2年度	3年度		初年度	2年度	3年度
仕入高				売上高			
その他仕入				その他売上			
人件費				雑収入			
諸費用							
その他費用							
利　益							
合　計				合　計			

売上計画作成の参考

売上計画は収支計画の中でも最重要項目であり、算出根拠を明確にする必要があります。
ここでは業種ごとの特性を考慮して、次のような計算式を使用します。その後に地域特性等を加味して計画を作成します。

業種特性	小売業	売上高=1㎡(または1坪)当たりの売上高×売場面積
	飲食業、理・美容業など	売上高=客単価×設備単位数(席数)×回転数 小売・飲食・理美容・サービス業は席数よりも、例えばあなたの友人や知人が100人いて、営業に協力してもらえれば、その後は客層も広がり売上も増加していくことが期待されます。
	自動車販売業、化粧品販売業、ビル清掃業など 従業者数のウェイトが高い業種	売上高=従業者1人当たりの売上高×従業者数
	部品加工業、印刷業、運送業など 設備と売上の関係が強く、設備1単位当たりの生産能力が明確な業種 (もちろん安定した受注が前提です。)	売上高=設備の生産能力×設備数×稼動率
市場性や仕入れ環境	製品・サービスの市場性 (販売見通し、将来性、市場規模)	ターゲットを絞って多くの友人等へのヒアリング調査を行う。興味関心を持ってくれる人はどんな人か(年齢、性別、職業など)。ソーシャルネットワークサービスなどの活用も効果的で宣伝にもなります。
	販売・売上計画と達成の見通し (製品単価、客単価等の根拠)	ヒアリング調査では客単価についての意見を聴くことも重要です。
	製品等の仕入について	仕入先の概要、仕入条件、原価率などはインターネット等からも情報を得られます。

主な費用の計上 販売費及び一般管理費

ア)役員報酬・人件費 人件費のほか、常勤、非常勤を問わず役員に支払われた報酬も計上します。

イ)減価償却費 事業用建物、機械設備などを取得した後に、それらが使用できなくなるまでの期間(耐用年数)まで、毎年費用として計上するもの。

ウ)家賃

- 敷金：契約終了時に返還される敷金は貸借対照表の資産勘定に計上し、損益には計上しません。
- 礼金：200千円未満は一括して家賃額を計上します。200千円以上では長期前払費用で計上し契約期間が5年以上の場合は5年間で、5年未満の場合は契約期間で均等に費用計上します。
- 仲介手数料：費用として支払手数料に計上します。

エ)その他 上記ア)～ウ)以外の販売費及び一般管理費として、法定福利費(従業員の社会保険料の使用者負担分)・通信費・車両費・広告宣伝費・水道光熱費・租税公課などがあります。

2 資金繰りについて

実際に事業を運営していくうえで資金繰りの管理が重要となります。現在の手元資金と今後の入金額と支出額から月末の資金繰りは間に合うのか、たとえば入金を当て込んで支払計画を組んでも入金がずれてしまったり、現金ではなく約束手形での支払いに変更されるケースもあるからです。このように先々までの資金繰りを予測しておくことは、事業の安定運営のために重要で、資金繰りは少なくとも3ヶ月先まで予測しておき、日々予測と実績の差異を分析・評価して対応していくことが大切です。
また飲食店・個人サービス業などは通常販売した時点で収入となりますが、製造業や建設業などは、製品納入や工事完成から代金受領まで一定期間を要するのが業界の慣習となっています。このような場合は資金繰り表で資金管理をしないと、思わぬ資金不足になることがありますので注意しましょう。

〈資金繰り表〉

単位は千円で
記入しましょう

※売上の回収が2ヶ月後、仕入れ代金の支払いも2ヶ月後の場合の事例です。

(単位:千円)

	実績 ××/5	予想 ××/6	予想 ××/7	予想 ××/8	予想 ××/9	予想 ××/10
売上	2,800	3,000	3,200	3,400	3,600	3,800
仕入	1,960	2,100	2,240	2,380	2,520	2,660
前月繰越額 A	500	350	261	233	266	360
【収入 B】	2,400	2,600	2,800	3,000	3,200	3,400
現金売上						
売掛金回収	2,400	2,600	2,800	3,000	3,200	3,400
前受金						
その他収入						
【支出 C】	2,500	2,639	2,778	2,917	3,056	3,195
現金仕入高						
買掛金支払	1,680	1,820	1,960	2,100	2,240	2,380
人件費	500	500	500	500	500	500
営業経費	300	300	300	300	300	300
支払利息	20	19	18	17	16	15
その他支出						
差引過不足 A＋B－C	400	311	283	316	410	565
【金融支出 D】	50	50	50	50	50	50
短期借入金返済						
長期借入金返済	50	50	50	50	50	50
預金積立						
【不足資金対策 E】	0	0	0	0	0	0
受取手形割引						
借入金						
その他入金						
翌月繰越金額 A＋B-C-D＋E	350	261	233	266	360	515

上の表で買掛金が翌月支払いに短縮されると、支払い超のため繰越額がマイナスとなります。
つまり、月末の諸払いを繰り延べることともなり、信用低下に繋がってしまいます。売掛金の回収期間、買掛金の支払い期間といった取引条件を決める場合は、資金繰り表を作成して、資金不足が生じないかを確認することが大切です。一般的に買掛金の支払い期間よりも売掛金の回収期間が長い場合は、資金不足となるので注意しましょう。

4 創業の基本知識（各種届出・税金等）

① 事業形態

個人か法人か

創業にあたって、個人で始めるのか、法人を設立するのかの選択は、会計処理、税金、対外信用等の点で重要です。どちらが良いかは一概には言えませんが、選択するにあたって下記の表を参考に検討してみてください。

	個　人	法人（株式会社の場合）
創業の手続	法人に比べて簡単に創業が可能で、費用もあまりかかりません。	資本金の準備、設立登記手続きなど費用もある程度必要です。
事業責任	事業が破綻した場合など事業主個人が全財産をもって弁済する必要があります。	出資者としては出資分だけの責任となります。ただ、保証付で借入をする際には代表者は連帯保証人となる場合があります。
税　金	交際費の限度額が定められていない等のメリットの半面、所得が大きくなっても節税の余地は限られています。	事業規模が大きいほど、節税効果が高くなります。
社会保険	常時使用する従業員が5人以上の場合は健康保険、厚生年金への加入が必要です。	加入が必要です（役員も加入できます）。
会計処理 税務申告	比較的簡便な帳簿や申告書類で対応可能です。	複式簿記に基づく決算書の作成が必要です。通常、税務申告は税理士に依頼します。
決　算　期	1月1日～12月31日です。	通常1年間で、開始月は自由です。
対外信用	金融機関等に対する信用力は法人に比べて低いことがあります。	決算内容にもよりますが、個人よりも信用力があり、借入等の面では有利です。

企業組合制度の活用

4人以上のグループで創業する場合は、「企業組合」による方法もあります。
企業組合の特徴は次の通りです。

①組合設立には4人以上の個人が必要な反面、1人当たりの出資金は低額にすることができます。

②議決権は出資口数（出資金額）にかかわらず、全員平等で1人1票です。

③行政庁（県知事）より認可を受けた法人となります。
　＊組合の設立は行政庁へ認可申請書の提出が必須です。

④事業従事する組合員は勤労者としての地位が与えられます。
　＊代表理事については、労働保険制度が原則適用されません。

⑤株式会社と同様に利益を追求できます。また、NPO法人と異なり利益を出資している組合員に配分することができます。

⑥将来的には、株式会社へ組織変更することもできます。

企業組合の設立をお考えの方は、秋田県中小企業団体中央会にお問い合わせください。
電話番号等は、資料編「6.創業支援機関等一覧」（P34）をご覧ください。
※企業組合の場合、ご利用いただける創業関連の融資制度は秋田市創業資金のみとなります。

青色申告と白色申告

税金の申告には、青色申告と白色申告があります。
青色申告は複式簿記に基づいて帳簿を作成する必要があるなど手続きは複雑ですが、個人の場合に専従者控除があるなど税務上の特典があるほか、対外信用力が白色申告よりも高く、借入手続などでは有利になります。
なお、税金の申告については県内の商工会議所や商工会で記帳指導を行っています。商工会議所や商工会では、記帳指導のほかに各種経営相談も実施しています。
事業規模が大きくなれば税理士に依頼するのが一般的です。

2 創業に必要な各種届出

創業の際に必要な官公庁などへの届出は次のとおりとなります。
※各種届出については、必ず関係機関にご確認ください。

個　人

税務署	①個人事業の開業等の届出書	開業した日から1ヶ月以内
	②所得税の青色申告承認申請書 ③青色事業専従者給与に関する届出書	青色申告を希望する場合、開業の日から2ヶ月以内。 事業を開始した日が1月1日～1月15日の場合は、3月15日まで
	④給与支払事務所等の開設届出書	事務所等を設けた日から1ヶ月以内
	⑤源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	常時使用する従業員が10人未満の従業員数の事業所に適用され、源泉所得税納付が半年ごとになる。随時受付
	⑥所得税の棚卸資産の評価方法の届出書	最初の確定申告書の提出期限まで 届出しない場合は最終仕入原価法が適用される。
	⑦所得税の減価償却資産の償却方法の届出書	最初の確定申告書の提出期限まで 届出しない場合は定額法が適用される。
県・市町村	①個人事業の開始等申告	最寄りの県税事務所に届出。開業後速やかに
	②開業等届出書	住所地の市町村に。開業後速やかに
社会保険事務所	①健康保険・厚生年金保険新規適用届	事実発生（常時雇用する従業員が5人以上となった日）から5日以内
	②健康保険・厚生年金被保険者資格取得届	事実発生（資格取得）から5日以内
	③被扶養者（異動）届	事実発生（資格取得）から5日以内
	④国民年金第３号被保険者関係届	事実発生（資格取得）から5日以内
公共職業安定所	①雇用保険適用事業所設置届	設置の日の翌日から起算して10日以内
	②雇用保険被保険者資格取得届	資格取得の事実があった日の翌月10日まで
労働基準監督署	①保険関係成立届	保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
	②適用事業報告	従業員を一人でも雇用したときから遅滞なく
県労働局	①概算保険料申告書	保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内

法人設立関連手続きをオンライン＆ワンストップで行うこともできます。
詳しくはこちらから▶デジタル庁 法人設立ワンストップサービス（https://app.e-oss.myna.go.jp）

法　人

税務署	①法人設立届出書	設立日から2ヶ月以内
	②青色申告の承認申請書	設立の日以後3ヶ月を経過した日またはその事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日まで
	③給与支払事務所等の開設届出書	開設日から1ヶ月以内
	④源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	常時使用する従業員が10人未満の従業員数の事業所に適用され、源泉所得税納付が半年ごとになる。随時受付
	⑤棚卸資産の評価方法の届出書	設立第1期の確定申告書の提出期限まで 届出しない場合は最終仕入原価法が適用される。
	⑥減価償却資産の償却方法の届出書	設立第1期の確定申告書の提出期限まで 届出しない場合は建物等を除き定率法が適用される。
県・市町村	①県へ法人設立・設置届出書	問い合わせ先　秋田県総合県税事務所課税部 課税第一課　TEL.018-860-3338
	②市町村へ法人設立・設置届出書	市役所・役場の総合案内から担当課へ
社会保険事務所	①健康保険・厚生年金保険新規適用届	事実発生（法人設立の日）から5日以内
	②健康保険・厚生年金被保険者資格取得届	事実発生（資格取得）から5日以内
	③被扶養者（異動）届	事実発生（資格取得）から5日以内
	④国民年金第３号被保険者関係届	事実発生（資格取得）から5日以内
公共職業安定所	①雇用保険適用事業所設置届	設置の日の翌日から起算して10日以内
	②雇用保険被保険者資格取得届	資格取得の事実があった日の翌月10日まで
労働基準監督署	①保険関係成立届	保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
	②適用事業報告	従業員を一人でも雇用したときから遅滞なく
県労働局	①概算保険料申告書	保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内

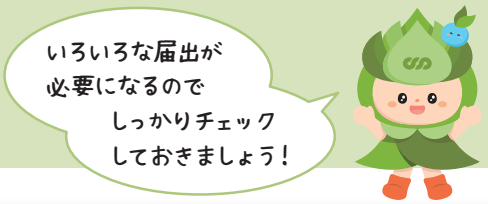

消 費 税 〔 個人・法人共通 〕

税務署	①消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が1千万円超となった場合に速やかに
	②消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者を選択する場合に適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで。創業者はその課税期間の末日まで
	③消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度を選択しようとする場合、適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで。創業者はその課税期間の末日まで

3 税金に関する知識

中小企業に対する税金としては下記のようなものがあります。これらの税金はそれぞれ計算方法が複雑であるばかりでなく、国会の審議で税率、計算方法等がしばしば変更します。このため創業の段階では下記のような税金の種類があると理解して、具体的な内容については最寄りの税務署または税理士に確認することをお勧めします。

個人事業の場合

● 所得税（国税）

所得金額に応じて課税されます。

● 個人住民税（地方税）

①県民税　②市町村民税

所得に関係なく課税される「均等割」と、前年の所得に応じて課税される「所得割」の合計となります。さらに納付した税金は県と市町村に所定の基準で配分されます。

● 個人事業税（地方税）

所得金額に応じて課税されます。

● 消費税（国税・地方税）

基準期間（前々年）の課税売上高が1,000万円を超えると課税されます。
また、適格請求書発行事業者の登録をすると課税事業者となります。（インボイス制度）

● 固定資産税

個人で固定資産を所有している場合は、固定資産税評価額に基づいて課税されます。

法人の場合

● 法人税（国税）

所得金額に応じて課税されます。

● 法人住民税（地方税）

①県民税　②市町村民税

所得に関係なく課税される「均等割」と、当期の法人税額に応じて課税される「法人税割」の合計となります。さらに納付した税金は県と市町村に所定の基準で配分されます。

● 法人事業税（地方税）

所得金額に応じて課税されます。

● 消費税（国税・地方税）

設立資本金が1,000万円以上の会社は設立年度から課税事業者となります。基準期間（前々事業年度）の課税売上高が1,000万円を超えると課税されます。
また、適格請求書発行事業者の登録をすると課税事業者となります。（インボイス制度）

● 固定資産税

法人で固定資産を所有している場合は、固定資産税評価額に基づいて課税されます。

資料編 創業補助金や融資制度、相談機関など

秋田県信用保証協会って・・・？

秋田県信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的保証機関です。
中小企業の皆さんが金融機関から事業資金を借入する際に、公的保証人となることで資金調達の円滑化を図るとともに、様々な経営支援を通じて地域の中小企業の健全で力強い発展をサポートしています。

信用保証のメリット

1. 金融機関からの融資がスムーズに受けられます。

当協会が公的保証人となることで、これから創業される方や金融機関との取引が初めての方でも借入しやすくなるとともに、信用保証付以外の借入との併用により借入枠が拡大できます。

2. 低利固定金利や長期の融資が受けられます。

県や市町村のバックアップにより、借入利率や保証料、借入期間が優遇された保証制度を利用することができます。

3. 目的に応じた豊富な保証制度を準備しています。

県や市町村の保証制度の他にも、独自の保証制度を準備して、事業を行う皆様の多様なニーズにお応えしています。

4. 不動産担保を有効活用できます。

当協会に担保を差し入れると、どの金融機関からの借入にも利用できます。また、担保を設定する時の登録免許税が、通常4/1000のところ、2/1000に軽減されています。

5. 経営者保証を不要とする取扱いも可能です。

法人からのお申込みの場合で、次の①～③のいずれかをご利用の場合は、経営者保証を不要とすることができます。**（経営者保証とは金融機関から融資を受ける際に経営者（代表者）が会社の連帯保証人になることです。）**

①金融機関連携型
お取引金融機関から、経営者保証を不要とするプロパー借入があり、一定の財務要件に合致する方

②事業者選択型経営者保証非提供制度
保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取扱いを希望される方（但し、一定の財務要件等がございますので、詳しくはお問い合わせください。）

③経営者保証不要の制度
次の創業者向け経営者保証不要の制度をご利用される方
○ スタートアップ創出促進保証制度
○ 秋田県スタートアップ創出促進資金「スリーS保証」（詳細はP19）
○ 各市町のスタートアップ創出促進保証に準拠した制度（詳細はP21）

6. 信用保証料は損金として処理できます。

信用保証料は、税法上費用として認められており、損金としての処理ができます。

創業者の取扱い

これから事業を開始する方や事業開始して間もない方の
取扱いは次のとおりとなります。

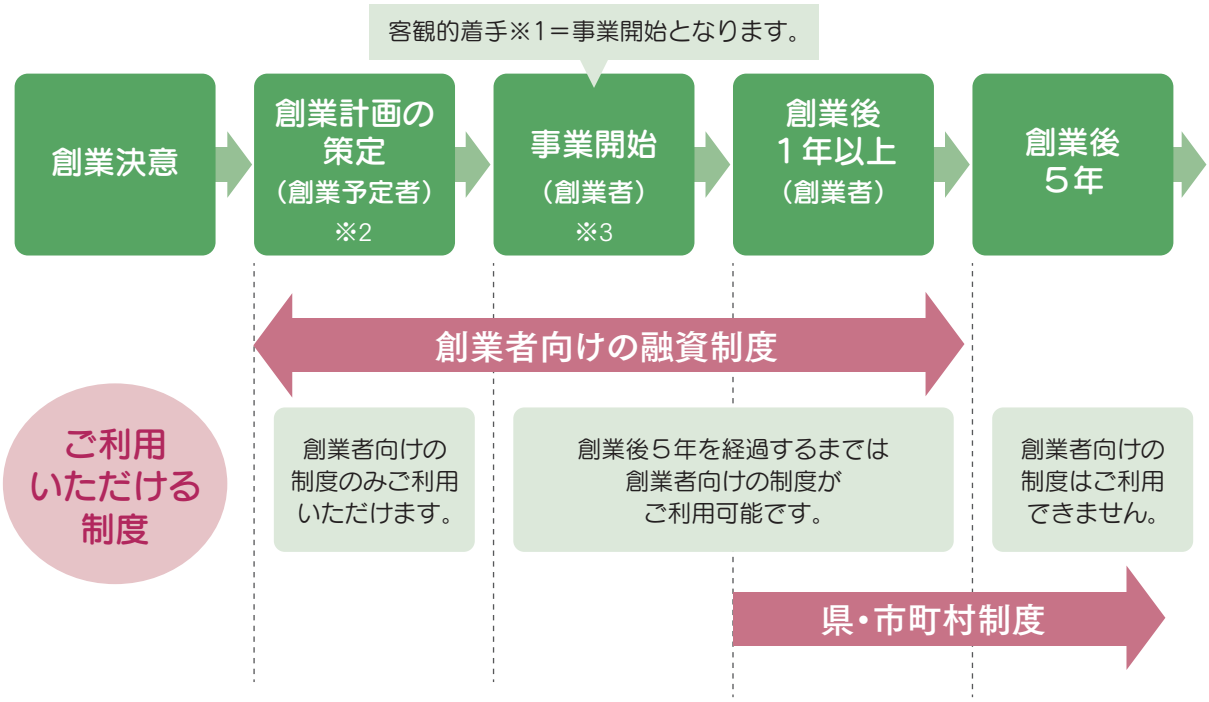

※1　客観的着手とは、法人の設立、開業届の提出（個人）、機械設備等の発注を行った、商品の仕入れを行った、賃貸借契約を締結した等客観的に事業に着手していることを言います。事業開始の確認のため、客観的着手に関する資料の提出をお願いしております。

※2　次の方が対象となります。
①事業を営んでいない個人の方で1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方
②事業を営んでいない個人の方で、2ヶ月以内に新たな会社を設立し事業を開始する具体的計画のある方
③会社が別会社を設立し、その事業を開始する具体的な計画のある会社

※3　創業後1年未満の方で、物件の購入または建物建築等の不動産に関する資金調達が必要な場合は、「創業者不動産取得支援保証制度」をご利用ください。（担保設定が必要となります。）
また、事業をすでに行っており、別事業体として新たに事業を開始される場合、創業者向けの制度はご利用になれませんので、別制度での対応となります。

6 創業のための支援メニュー

① 秋田県信用保証協会の創業支援

秋田県信用保証協会は、創業期のお客様をサポートするさまざまなメニューで応援します。相談窓口に創業支援チームのメンバーを配置し、創業計画策定や創業時の資金調達、メニューの活用方法について相談を受け付けています。また、女性起業者の方には女性メンバーで構成した「チームポラリス」の職員が対応します。お気軽にご相談ください。

相談窓口

経営支援課	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内3F	☎018-863-9015
秋田東営業室	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内2F	☎018-863-9016
秋田西営業室	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内2F	☎018-863-9018
大館支所	〒017-0897 大館市字三の丸90	☎0186-49-2281
能代支所	〒016-0817 能代市上町6-28	☎0185-54-2377
本荘支所	〒015-0821 由利本荘市肴町66-4	☎0184-22-5330
大曲支所	〒014-0051 大仙市大曲浜町2-2	☎0187-63-1811
横手・湯沢支所	〒013-0022 横手市四日町2-8	☎0182-32-2361

メールによる相談

以下の秋田県信用保証協会ホームページのお問い合わせ・資料請求からご相談ください。

URL　https://www.cgc-akita.or.jp

秋田県信用保証協会の創業支援パッケージ

メニュー1 金融支援
保証制度についてはP18～P25をご参照ください。

メニュー2 金融機関紹介
融資金融機関が決まっていないお客さまには金融機関をご紹介します。

メニュー3 起業者交流会
創業予定、創業されたお客様に交流の場を提供しています。詳細はP26

メニュー4 マンツーマン創業塾開催
お客様のニーズに合わせたオーダーメイド型創業塾です。詳細はP26

メニュー5 専門家派遣事業
詳細はP27

メニュー6 経営診断サービス
詳細はP27

メニュー7 支援機関紹介
お客様のご要望により、創業を支援する機関を紹介します。

メニュー8 創業者へのフォローアップ
お客様を訪問し、創業後の経営課題解決に向けたアドバイスをします。

創業関連の融資制度

秋田県 創業支援資金制度

対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内(※)に事業を開始する具体的な計画を持っている方 ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内(※)に会社を設立して会社で事業を開始する具体的な計画を持っている方 ③中小企業者にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日から5年未満の方 ⑤事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満の会社 ⑥中小企業者にあたる会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社で、設立から5年未満の会社 ⑦④に該当する創業者が法人成りを行った場合で、個人創業時から5年未満である会社 (※)認定特定創業支援事業創業者にあっては6ヶ月以内
女性・若者支援枠	上記①～⑦いずれかに該当する女性又は35才未満の若者が対象
借入限度額	3,500万円 ※不動産取得資金は除く。 女性・若者支援枠 2,500万円
借入期間	10年以内(うち返済据置3年以内含む)
借入利率	1.95%(県が認める創業塾等の修了者及びAターン創業者は1.75%) 女性・若者支援枠 1.75%
保証料率	0.60% 女性・若者支援枠 0%(県が全額補給します)
担保・保証人	担　保:不要 保証人:必要となる場合があります(但し、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。)
取扱金融機関	秋田銀行、北都銀行、青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、山形銀行、きらやか銀行、七十七銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、ＪＡ秋田しんせい、JA秋田ふるさと、JA秋田なまはげ
備考	＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。 ＊農林漁業、金融・保険業、風俗営業などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。 (※巻末に融資保証申込に必要な事業計画書を掲載)

秋田県スタートアップ創出促進資金「スリーS保証」制度

対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内（認定特定創業支援事業創業者にあっては6ヶ月以内）に会社を設立して会社で事業を開始する具体的な計画を持っている方 ②中小企業者にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満の会社 ④中小企業者にあたる会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社で、設立から5年未満の会社 ⑤事業を営んでいない個人が事業を開始した後、法人成りを行った場合で、個人創業時から5年未満である会社 女性・若者支援枠　上記①～⑤いずれかに該当する女性又は35才未満の若者が対象
自己資金	保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
借入限度額	3,500万円　※不動産取得資金は除く。 女性・若者支援枠　2,500万円
借入期間	10年以内(うち返済据置1年以内含む) ※但し、プロパーとの協調融資又はプロパー融資残高がある場合は据置期間３年以内
借入利率	1.95%（県が認める創業塾等の修了者及びＡターン創業者は1.75%） 女性・若者支援枠　1.75%
保証料率	0.80% 女性・若者支援枠　0.20%
担保・連帯保証人	担　　保：不要 連帯保証人：不要
取扱金融機関	秋田銀行、北都銀行、青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、山形銀行、きらやか銀行、七十七銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、ＪＡ秋田しんせい、JA秋田ふるさと、JA秋田なまはげ
ガバナンス体制の確認	本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、秋田県中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出する必要があります。
備　　考	＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。 ＊農林漁業、金融・保険業、風俗営業などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。 ＊申込時には創業計画書（スタートアップ創出促進保証用）が必要となります。

市·町創業融資制度

対象となる方

次のいずれかに該当する方 （※）認定特定創業支援事業創業者にあっては6ヶ月以内

①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内（※）に事業を開始する具体的な計画を持っている方
②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内（※）に会社を設立して会社で事業を開始する具体的な計画を持っている方
③中小企業者にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方
④事業を営んでいない個人が事業を開始した日から5年未満の方
⑤事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満の会社
⑥中小企業者にあたる会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社で、設立から5年未満の会社
⑦④に該当する創業者が法人成りを行った場合で、個人創業時から5年未満である会社
※③·⑥は、五城目町、井川町、大仙市、仙北市、美郷町のみ対象となります。

制度名	借入金額	借入期間	保証料	金　利	備　考
秋田市創業資金	2,000万円	10年	企業負担なし	2.15%以内	起業塾受講者等を対象に借入から3年間は1%の利子補給あり。
大館市創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
鹿角市創業資金	1,000万円	10年		1.55%	女性·40歳未満を対象に借入から3年間は全額利子補給あり。
小坂町創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
能代市創業資金	1,000万円	10年		1.55%	借入から3年間1/2の利子補給あり。
藤里町創業資金	1,000万円	10年		1.55%	完済まで1/2の利子補給あり。
三種町創業資金	2,000万円	10年		1.80%	完済まで1/2の利子補給あり。
八峰町創業資金	1,000万円	10年		1.80%	完済まで1/2の利子補給あり。
男鹿市創業資金	1,000万円	10年		1.70%	
五城目町創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
八郎潟町創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
井川町創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
にかほ市創業資金	1,000万円	10年		1.75%	完済まで1/2または1%（いずれか低い方）の利子補給あり。
大仙市創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
仙北市創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
美郷町創業資金	1,000万円	10年		1.55%	借入から2年間1/2の利子補給あり。
横手市創業資金	1,000万円	10年		1.55%	借入から2年間1/2の利子補給あり。

担保·連帯保証人
担　　保：不要（秋田市創業資金については、必要となる場合があります。）
連帯保証人：必要となる場合があります（但し、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。）

取扱金融機関
秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合など
※各市·町によって取扱できる金融機関の支店が決まっておりますので、詳細はお問い合わせください。

備　　考
＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。＊各市·町所定の事業計画書が必要となります。
＊農林漁業、金融·保険業、風俗営業などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

P20 ※――（下線）が引かれた箇所を押すと詳細をご覧いただけます。

経営者保証不要の取扱いができる市·町創業融資制度

対象となる方

次のいずれかに該当する方

①事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内（認定特定創業支援事業創業者にあっては6ヶ月以内）に会社を設立して会社で事業を開始する具体的な計画を持っている方
②中小企業者にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方
③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満の会社
④中小企業者にあたる会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社で、設立から5年未満の会社
⑤事業を営んでいない個人が事業を開始した後、法人成りを行った場合で、個人創業時から5年未満である会社
※秋田市、八峰町、横手市は上記①·③·⑤のみ対象となります。

自己資金

保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要

制度名	借入金額	借入期間	保証料	金利	備考
秋田市 無担保無保証人枠	1,000万円	10年	0% （企業負担なし）	1.95%	起業塾受講者等を対象に借入から3年間は1%の利子補給あり。
大館市スタートアップ 創出促進資金	1,000万円	10年		1.55%	
三種町スタートアップ 創出促進資金	2,000万円	10年	0.2%	1.80%	完済まで1/2の利子補給あり。
八峰町創業資金	1,000万円	10年		1.80%	完済まで1/2の利子補給あり。
五城目町創業資金	1,000万円	10年	0% （企業負担なし）	1.55%	
八郎潟町創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
井川町創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
大仙市創業資金	1,000万円	10年	0.2%	1.55%	
仙北市創業資金	1,000万円	10年		1.55%	
美郷町創業資金	1,000万円	10年		1.55%	借入から2年間1/2の利子補給あり。
横手市創業資金	1,000万円	10年	0% （企業負担なし）	1.55%	借入から2年間1/2の利子補給あり。

担保·連帯保証人

担　　保：不要
連帯保証人：不要

取扱金融機関

秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合など
※各市·町によって取扱できる金融機関の支店が決まっておりますので、詳細はお問い合わせください。

ガバナンス体制の確認

本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、秋田県中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出する必要があります。

備考

＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。
＊農林漁業、金融·保険業、風俗営業などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。
＊各市·町所定の計画書（スタートアップ創出促進保証用）が必要となります。

市で補助をしている制度

湯沢市　創業者融資信用保証料及び利子補給制度

対象者	湯沢市内に主たる事務所を有し、又は設置しようとする法人・個人で、融資実行時に新たに創業する者及び創業後1年を経過していない者
対象となる融資制度	①秋田県創業支援資金融資保証制度 ②Bizこまち・ほくと創業サポートローン・あきしん創業ローン・うごしん創業ローン
補給金の額・対象期間	①信用保証料 全額（交付対象期間：最長10年）　②利子 全額（交付対象期間：2年間）

羽後町　創業者融資信用保証料補給制度

対象者	羽後町内に主たる事業所を有している、または設置する見込みがある中小企業で、町税に滞納がなく、申込金融機関が秋田銀行または北都銀行である者
対象となる融資制度	秋田県創業支援資金融資保証制度、秋田県スタートアップ創出促進資金「スリーS保証」制度
補給金の額・対象期間	信用保証料 全額（交付対象期間：最長10年）

由利本荘市　創業者融資利子補給制度

対象者	次の要件をすべて満たす方 ・由利本荘市内で創業予定または創業後1年未満の個人・法人 ・女性又は対象融資の申込時点で35歳未満の若年者　・市税等の滞納がない方
対象となる融資制度	国・秋田県、民間金融機関が実施する創業者向けの融資制度
補給金の額・対象期間	支払利子全額（交付対象期間：借入後5年間）

※利用対象者など詳細については各市町村へご照会ください。

その他創業者向け制度

創業カードmini

対象となる方	創業後1年未満の方または創業後1年を経過しているが決算期が未到来の方であって、次の全ての要件を満たす方 ①常時使用する従業員が20名（商業・サービス業は5名）以下であること ②創業計画書（創業カードローン用）の提出ができること ③事業を開始していることを確認できる書類の提出ができること ④申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも支援育成していきたい先であること ⑤本制度を含め事業者カードローン当座貸越根保証の利用がないこと
資金使途	事業資金
借入限度額	30万円以上300万円以下
借入期間	1年間もしくは2年間とする。ただし、更新は妨げない
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	1.62%以内
担保・保証人	担　保：不要 保証人：必要となる場合があります（但し、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。）
備考	＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。 ＊農林漁業、金融・保険業、風俗営業等などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

Bizこまち

取扱金融機関　秋田銀行

対象となる方	秋田銀行及び秋田県信用保証協会で事業計画の策定支援や創業後の経営指導を受けられる、次の①及び②のいずれかに該当する女性 ①事業を営んでいない個人であって、新たに事業を開始する具体的計画を有するものまたは事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものまたは事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
借入限度額	1,000万円　※不動産取得資金は除く
借入期間	10年以内(うち返済据置１年以内含む)
借入利率	保証期間5年以内は1.20% 保証期間5年超～10年以内は1.40%
保証料率	0.58%
担保・保証人	担　保:不要 保証人:必要となる場合があります(但し、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。)
備考	＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。 ＊農林漁業、金融・保険業、風俗営業等などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

ほくと創業サポートローン

取扱金融機関　北都銀行

対象となる方	北都銀行及び秋田県信用保証協会で事業計画の策定支援や創業後の経営指導を受けられる、次の①及び②のいずれかに該当する女性または満30歳未満の方または満50歳以上の方または移住者 ①事業を営んでいない個人であって、新たに事業を開始する具体的計画を有するものまたは事業を営んでいない個人であって新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものまたは事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
借入限度額	1,000万円　※不動産取得資金は除く
借入期間	10年以内(うち返済据置１年以内含む)
借入利率	1.30%
保証料率	0.58%
担保・保証人	担　保:不要 保証人:必要となる場合があります(但し、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。)
備考	＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。 ＊農林漁業、金融・保険業、風俗営業等などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

あきしん創業ローン

取扱金融機関　秋田信用金庫

対象となる方	秋田信用金庫及び秋田県信用保証協会で事業計画の策定支援や創業後の経営指導を受けられる、次の①から④のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの ④事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
借入限度額	1,000万円以内　※不動産取得資金を除く
借入期間	10年以内(うち返済据置1年以内含む)
借入利率	1.80%
保証料率	0.58%
担保・保証人	担　保:不要 保証人:必要となる場合があります(但し、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。)
備考	＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。 ＊農林漁業、金融・保険業、風俗営業等などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

うごしん創業ローン

取扱金融機関　羽後信用金庫

対象となる方	羽後信用金庫及び秋田県信用保証協会で事業計画の策定支援や創業後の経営指導を受けられる、次の①から⑦のいずれかに該当するもの 【うごしん創業】①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する具体的な計画を有するもの ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立して会社で事業を開始する具体的な計画を有するもの ③中小企業者にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有するもの ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日から5年未満のもの ⑤事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満の会社 ⑥中小企業者にあたる会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社で、設立から5年未満の会社 ⑦④に該当する創業者が法人成りを行った場合で、個人創業時から5年未満である会社 【うごしん創業ＳＳＳ】上記②③⑤⑥⑦のいずれかに該当する方
自己資金	保証申込受付時点において税務申告１期未終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要(うごしん創業ＳＳＳの場合のみ)
借入限度額	1,000万円以内　※不動産取得資金を除く
借入期間	10年以内(うち返済据置1年以内含む) ※但し、プロパーとの協調融資又はプロパー融資残高がある場合は据置期間3年以内(うごしん創業ＳＳＳの場合のみ)
借入利率	1.30%
保証料率	【うごしん創業】0.58%　【うごしん創業ＳＳＳ】0.78%
担保・保証人	担　保:不要 保証人:【うごしん創業】必要となる場合があります(但し、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。) 【うごしん創業ＳＳＳ】不要
ガバナンス体制の確認	うごしん創業ＳＳＳを利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、秋田県中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を羽後信用金庫に提出する必要があります。
備考	＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。 ＊農林漁業、金融・保険業、風俗営業等などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

詳しくは取扱金融機関
融資窓口にお気軽にご相談下さい。

創業者不動産取得支援保証

対象となる方	事業開始後1年未満の中小企業者
資金使途	不動産取得に関する資金
借入限度額	1億円
借入期間	20年以内（うち返済措置1年以内）
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	0.35～1.8%（担保割引0.1%を適用後） ※令和4年7月1日～令和9年3月31日までの期間にお申込みを頂いた場合は、上記料率より0.1%の割引があります。
担保・保証人	担　保：必要 保証人：必要となる場合があります（但し、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。）
備考	＊秋田県信用保証協会の信用保証付となります。 ＊農林漁業、金融・保険業、風俗営業等などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

順風満帆（経営相談付長期設備資金保証）

対象となる方	秋田県内で事業を営む中小企業者等であって、原則、専門家による経営相談を受けられる方
資金使途	主に設備資金（設備に付帯する運転資金を含む）
借入限度額	2,000万円～2億8,000万円
借入期間	20年以内
借入利率	金融機関所定利率（通常の金利より低い利率を適用）
保証料率	0.35%～1.8%（通常の保証料率より0.1%低い料率を適用）
担保・保証人	担　保：必要による 保証人：必要となる場合があります（但し、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。）
備考	本制度のご利用にあたっては、原則、専門家の経営相談を受けることが必要です。 ※経営相談実施に伴う謝金・旅費は、当協会が20万円まで負担します。 ＜専門家について＞専門家は、当協会が指定する専門家のほか、ご希望の専門家による経営相談も対象となります（顧問税理士、顧問弁護士は対象外）

起業者交流会 & ポラリス交流会

起業者交流会

起業者同士の情報交換、人的ネットワークの形成、情報提供などを目的に、県内各地で起業者交流会を開催します。

開催場所	秋田県内
開催時期	令和8年10月頃を予定
対象者	創業予定者、創業後5年未満の方

ポラリス交流会

女性起業者を対象とした交流会です。

開催場所	秋田県内
開催時期	令和8年11月頃を予定
対象者	創業予定者、創業後5年未満の女性

マンツーマン創業塾

マンツーマン創業塾とは、複数の専門家・コーディネーター・当協会職員が、一定期間にわたり創業に向けての基礎知識習得を支援する塾です。
事業計画策定からスタートアップまでを個別相談で支援します。
複数の方が受講する創業塾と違い、マンツーマンでのやり取りで気づきやじっくりと考え方を整理することができます。

対象者	当協会を利用予定または既に利用している創業者
開催日	月曜日～金曜日（年末・年度末の繁忙期等を除く）
開催時間	午前10時～午後5時（1日につき2時間～4時間）
受講料	無料

カリキュラム、日程、場所等については、お客様と相談し決定します。

●専門家派遣事業

ものづくりからサービス業まで、あらゆる業種に応じた専門家を派遣することができます。ご利用いただいたお客様からは、「財務内容の改善」「役職員の知識・技術力の向上」「売上や利益の増加」などの効果があったと報告を受けており、事業の成長につながる活用が図られています。

利用の流れ

①専門家派遣依頼書提出
（当協会宛）

↓

②専門家派遣決定通知書受領
（当協会発行）

↓

③専門家との日程調整
（当協会が調整）

↓

④専門家からのアドバイス開始
（最大7回）

↓

⑤専門家派遣受入証明書提出
（当協会宛）

↓

⑥アドバイス結果は、当協会が取引金融機関に報告します。

対　象　者	当協会の保証をご利用中の方／これからご利用予定の方
派 遣 回 数	最大7回
費　　用	無料

（専門家への謝金・旅費は当協会が負担します。
※ただし金額に上限があります。）

利用企業者数推移グラフ

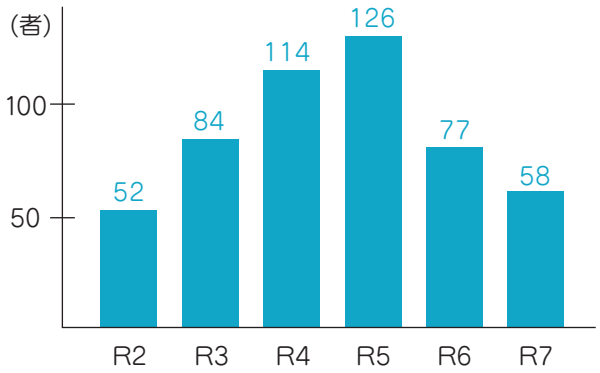

●経営診断サービス

当協会を利用されているお客様の経営改善活動をサポートするため、経営分析ツールの中小企業経営診断システム（Management consulting Support System／略称：McSS）によって得られた財務分析などの総合評価結果診断書を提供しています。（※法人企業限定）
McSSは、お客様の財務状況について評価し、蓄積された全国データを比較した信用力の「位置づけ」と、財務面の「強み・弱み」を表示する「財務診断ツール」です。県内企業や同業者と比較して、自社の経営状態を把握できます。創業後のアフターフォローのひとつとして提供しています。

●McSS作成・配布について

お客様から決算書をご提出いただいた後、当協会で「経営診断報告書」を作成します。作成後、郵送または協会職員がお伺いし、経営診断報告書をお届けします。

2 創業に関する補助金

秋田県起業支援事業費補助金
若者起業家応援枠

詳しくはこちらをクリック

～県内で新規起業する若者に最大150万円を支援～

対象者

新たに中小企業者等として起業し、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。
①新たに起業する方、または応募日から起算して起業後12ヶ月以内の方
②応募日時点で40歳未満であること（大学や短大等の在学生を含む）
③起業後の本店・本社等の主たる事業所等が県内にあること
④暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
⑤その他知事が定める事項に該当しないこと
※農林業漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業などは対象外

募集対象の事業

次の要件のすべてに該当する事業が対象となります。
① 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
② 起業の実現性が高い事業であること
③ 起業の模範となる事業であること
④ 起業を予定している事業が農業や林業等に該当しないこと

補助率 補助金の額

事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費の補助対象経費の合計額で1／2以内、かつ100万円を上限。ただし、応募時において秋田県外に居住し事業期間完了日までに秋田県内に転居する者、応募から起算して秋田県内に転居後36ヶ月以内の者及び地域おこし協力隊の経験がある場合150万円を上限。
なお、消費税分は補助対象経費から除きます。

補助対象期間

補助金の交付決定日から令和9年2月末日まで

募集期間

募集開始日　第1回募集 令和8年4月1日（水）～6月12日（金）
ただし、事業の実施状況により第2回募集を行う場合があります。

相談・受付窓口

○最寄りの商工会・商工会議所

秋田県起業支援事業費補助金
地域課題解決枠

詳しくはこちらをクリック

～県内で地域課題を解決する事業計画で新規起業する方に最大150万円を支援～

対　象　者

次の要件のすべてに該当する方が対象となります。
①公募開始日から事業期間完了日までに、県内で新たに起業する方
②県内に居住している方、または事業期間完了日までに県内に居住する方
③起業後の本店・本社等の主たる事務所等が県内にあること
④暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
⑤その他知事が定める事項に該当しないこと

※農林業漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業などは対象外

募集対象の事業

次の要件のすべてに該当する方が対象となります。
①事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
②起業の実現が高い事業であること
③起業する事業の経営理念を有し、他の起業の模範となる事業であること
④起業を予定している事業が農業や林業等に該当しないこと
⑤社会性、事業性、必要性の要件を満たす社会的事業であり、デジタル技術を活用する事業であること

補助率 補助金の額

事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費及び人件費の補助対象経費の合計額で1/2以内、かつ150万円を上限。

補助対象期間

補助金の交付決定日～令和9年2月末日まで

募　集　期　間

募集開始日　第1回募集 令和8年4月1日（水）～6月12日（金）
ただし、事業の実施状況により第2回募集を行う場合があります。

相談・受付窓口

〇最寄りの商工会・商工会議所

秋田市

秋田市創業支援補助金
（一般・Aターン・若者・学生）

対 象	秋田市において、中小企業者として新たな事業を開始する計画を有する方で、上記事業区分に分かれます。
補助限度額	各事業毎に30万円～50万円
補助率	各事業毎に50%～75%

鹿角市

起業・創業支援事業補助金

対 象	商工会等が主催する創業塾・経営指導等を受講、修了し、鹿角市内で起業・創業又は事業継承をする方
補助限度額	空き店舗バンク登録物件利用する場合は70万円（起業・創業のみ）、移住後3年未満は60万円、その他は50万円
補助率	1／2以内

大館市

創業支援補助金

対 象	市内商工団体の個別経営指導を受講完了した市民、または市民を代表とする市内に所在する法人であること
補助限度額	30万円（要件により上乗せがあります）
補助率	対象経費の1／2以内

北秋田市

起業支援事業補助金

対 象	秋田県が実施する「起業支援事業」の適用を受け、起業後の本店・本社等の主たる事業所が北秋田市内にあること
補助限度額	若者起業家応援枠50万円（Aターン又は移住して起業する場合は上限75万円）、地域課題解決枠75万円
補助率	各費目ごと1／4以内

藤里町

藤里町チャレンジ助成事業補助金

対 象	町内に事業所等を設け創業する個人または法人。5年以上継続し事業を行う見込みがあること。他許認可要件など有り。
補助限度額	補助対象経費の1／2（上限100万円）

八郎潟町

商店後継・起業者支援金

対 象	後継2年未満である45歳未満の湖東3町商工会員、または町内で起業し、起業して2年未満である湖東3町商工会員
補助限度額	月額2万円で3年間

小坂町

創業チャレンジ支援事業

対 象	小坂町の地域特性をいかした、内発型産業の振興を図るための事業を新規創業、または既存の事業者で新分野への事業展開等を計画する法人、個人及び団体
補助限度額	100万円
補助率	1／2以内

能代市

起業支援事業費補助金

対 象	能代市内で新たに事業を始めたい方、または設立予定の中小企業者
補助限度額	100万円
補助率	補助対象経費の3／4

三種町

新規進出・起業・異業種参入支援事業

対 象	三種町内に新たに進出する企業、三種町内で新規に起業する者、異業種部門へ参入し新たな法人を設立または新たな事業を開始する既存の事業所を有する者
補助限度額	200万円（新たに事業所を開設するための経費又は異業種参入のために必要な設備工事、機械器具、備品の購入に要する経費に限る）
補助率	50%

潟上市

創業支援事業補助金

対 象	①市内在住者が市内において新たに創業・起業する場合 ②市内在住者のうち女性や若者（30歳未満）が市内において新たに創業する場合 ③市外在住者が潟上市に住所を移し、市内において新たに創業・起業する場合 ④市内在住者が新たに創業を考え、創業に向けた試験的な事業に挑戦する場合
補助限度額	①30万円　②50万円　③100万円 ④12万円（月額2万円／6ヶ月以内）
補助率	①②補助対象経費の1／2以内 ③補助対象経費の2／3以内 ④補助対象経費の1／2以内

五城目町

起業等支援事業補助金

補助限度額	50万円	補助率	1／2以内

※対象要件については、五城目町へお問い合わせください。

P30 ※ ―― （下線）が引かれた箇所を押すと詳細をご覧いただけます。

井川町

創業等チャレンジ支援事業補助金

対 象	町内に主たる事業所を置き、事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合、個人が新たに会社を設立し、新たに設立された会社が事業を継続する場合
補助限度額	①商業登記費 ……上限30万円　補助率10／10 ②事務所の整備費およびその他の経費 ……上限100万円　補助率1／2以内

仙北市

中小企業活性化支援事業補助金

対 象	個人または代表者が仙北市内に住所を有し、かつ仙北市内に本店若しくは主たる事業所または工場を有し継続的に事業を行う者
補助限度額	100万円 ※補助対象経費は税抜60万円以上
補助率	1／3以内

由利本荘市

由利本荘市起業・事業継承支援補助金

対 象	①市内に住所を有し、市内でこれから起業（事業承継）する、または起業（事業承継）後1年以内の個人または法人で、市商工会の継続的な経営指導等を受け、市税等の滞納がなく、過去に国・県・市における起業に関する補助金を受けていない事業者 ②①の対象者のうち、市内で未開拓の先導的・先進的産業へ参入する事業者 ③市内に住所を有し、起業（事業継承）してから3年以内の個人や法人で、市商工会の継続的な経営指導等を受け、市税等の滞納がなく、3人以上の新たな正規雇用を行った事業者
補助限度額	①上限30万円（対象経費の1/3以内） ※市役所本庁舎から概ね半径1km以内に位置する空き店舗を利用する場合は上限60万円 ②上限60万円（対象経費の1/2以内） ③定額30万円
補助率	1／2以内

にかほ市

にかほ市創業アシスト補助金

対 象	にかほ市に住所を有する者で、市内において新たに創業する者、または創業後6ヶ月以内の者であること
補助限度額	25万円
補助率	1／2以内

美郷町

起業者総合支援事業

対 象	町内で新たに起業・創業する事業者で事務所等の新増改築費用100万円以上が発生する者
補助限度額	180万円（町内事業者施工の場合：200万円）
補助率	1／2以内

大仙市

若者チャレンジ応援補助金

対 象	①大仙市で地域の課題解決につながる起業や地域の活性化に資するイベントの開催等、地域の元気創出に相当の効果が見込める事業を行おうとする若者（18歳～45歳未満）の個人、若者が過半数の団体、若者が代表者となっている法人 ②①に準じた事業を行おうとする中学生、高校生、大学生等が課外活動として自ら主体となって行うもの ③起業や、大仙市内の女性あるいは女性が代表を務め過半数が女性の団体が主体となって①に準ずる事業を行うもの
補助限度額	①上限100万円（補助対象経費の5／6以内） ②上限20万円（補助対象経費の10／10） ③上限50万円（補助対象経費の1／2以内） ※45歳以上は上限30万円（補助対象経費の1／3以内）

横手市

起業・創業支援事業補助金

対 象	市内に住所を有する個人、または市内に主たる事業所を有する法人であること
補助限度額	①ICTに特化した起業をする場合 補助対象経費の1／2以内を補助 ……上限100万円 ※千円未満切り捨て ②県外から移住して起業する場合 補助対象経費の1／2以内を補助 ……上限80万円　※千円未満切り捨て ③上記以外の起業をする場合 補助対象経費の1／3以内を補助 ……上限50万円　※千円未満切り捨て

湯沢市

創業スタートアップ補助金

対 象	市内に住所を有する個人または所在地とする法人で、湯沢商工会議所、ゆざわ小町商工会、秋田県よろず支援拠点を利用し、起業が確実である具体的な計画を有しており、起業後も伴走支援を受ける者
補助限度額	150万円
補助率	1／2以内

※内容は抜粋であり、また改正などにより変更になる場合があります。
※この他にも補助金等の支援がある場合がありますので、各市町村へお問い合わせください。
※ ―― （下線）が引かれた箇所を押すと詳細をご覧いただけます。

創業セミナー、創業支援相談、研究室開放、補助金、融資制度など、県や市町村、商工団体などが、創業する皆さんのために様々な創業支援メニューを準備しています。

3 創業セミナー・起業塾など

あきた起業塾	秋田商工会議所	・年3回程度、1回の日数4日　・定員あり　・受講料：6,000円 ・事業計画書作成のための個別相談会も開催しています。
かたがみ創業ゼミ	潟上市商工会	・年1回、2日間　・定員あり　・受講料：3,000円
おおだて創業塾	大館商工会議所	・年1回、2日間　・定員あり　・受講料：3,300円
スタートアップ北秋田	北秋田市商工会	・年1回、2日間　・受講料：無料
能代スタートアップスクール	能代市	・年1回、1回の日数3日　・定員あり　・受講料：無料
創業塾	能代商工会議所	・1回3日間の日程で開催　・創業塾終了後、「のしろ. biz サポート」（創業等相談窓口）によるサポートあり ・年1回、1回の日数3日　・定員あり　・受講料：4,000円
創業塾	由利本荘市商工会	・年3回、1回の日数1～2日　・定員あり　・受講料：無料
にかほ創業塾	にかほ市商工会	・年1回、1回の日数3日　・定員あり　・受講料：3,000円
大曲創業塾	大曲商工会議所	・年1回、1回の日数3日　・受講料：5,000円
せんぼく創業塾	仙北市商工会	・年1回、1回の日数3日　・定員あり　・受講料：3,000円
美郷創業塾	美郷町商工会	・年1回、1回の日数2日　・定員あり　・受講料：5,000円
よこて創業塾	横手商工会議所	・年1回、1回の日数4日　・定員あり　・受講料：5,000円
創業塾	湯沢商工会議所	・年2回、1回の日数2日　・定員あり　・受講料：3,300円
羽後創業塾	羽後町商工会	・年1回、1回の日数4日　・定員あり　・受講料：無料

※前年度開催された内容を基に記載しています。今年度の実施については各団体のホームページ等でご確認ください。

4 創業相談など

秋田県よろず支援拠点 あきた企業活性化センター	・チーフコーディネーター1名、コーディネーター14名（令和8年4月現在）が経営上のあらゆる悩みの相談に対応 ・県内各地で移動相談会を随時開催
起業ワンストップ相談窓口 横手市	・インキュベーション・マネジャーが事業計画の作成、資金繰りなどの経営相談をマンツーマンで指導 ・Bizサポートよこてにて、原則毎週水・木曜日に開催 ・開催時間は午前9時～午後3時30分

※ ―― （下線）が引かれた箇所を押すと詳細をご覧いただけます。

起業・経営等相談窓口 能代市	・毎週木曜日に起業家育成を目的に開催（祝日にあたる場合はその翌日） ・開催時間は午前10時～午後3時 ・相談開始時間はそれぞれ午前10時、午前11時、午後1時、午後2時 ※1件1時間以内が基本（完全予約制）
だいせんLabo 大仙市	・大仙市が運営し、チャレンジする若者等の起業などの相談に対応。 ・対応時間　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

※この他、県内の商工会議所、商工会、金融機関などでも創業相談に応じています。

5 創業オフィスの賃貸

創業支援室 あきた企業活性化センター	・全11室、月額料金：22,000円または52,380円 ・専任のインキュベーション・マネジャーが経営全般についてサポートします。またセンター各種施策を活用した経営・技術両面にわたる支援が受けられます。
チャレンジオフィスあきた 秋田市産業振興部 商工貿易振興課	・全10室　・月額料金：15,400円または22,000円 ・コワーキングスペース　・月額料金：6,600円 ・専門家（創業支援担当課長）が常駐し、経営全般についてサポートします。
産業技術センター開放研究室 秋田県産業技術センター	・全14室 ・月額室料：45,260円～99,630円
開放研究室 秋田県総合食品研究センター	・全3室 ・月額料金：28,420円～41,560円
鹿角市まちなかオフィス 鹿角市	・レンタルオフィス全2室月額料金：127,000～285,000円 ・コネクトオフィス全3室　月額料金：10,000円
七滝活性化拠点センター 小坂町	・全6室　・月額料金：20,000円
女性創業支援室「オフィス・フォー」 能代商工会議所	・1フロアー、4名まで　・登録料（初回のみ）：5,000円+消費税 ・月額料金：5,000円+消費税 別途通信費（電話・FAX）の負担有り。
五城目町地域活性化支援センター 五城目町	・全19室 ・月額料金：20,000円
Bizサポートよこて 横手市	・パーソナルオフィス 全6室 月額料金：15,000円～50,000円 ・シェアオフィス 全5室 月額料金：10,000円 ・コワーキングスペース 3時間 500円　1日 1,000円　1ヶ月 8,000円

※詳細は各団体のホームページ等でご確認ください。

※ ―― （下線）が引かれた箇所を押すと詳細をご覧いただけます。

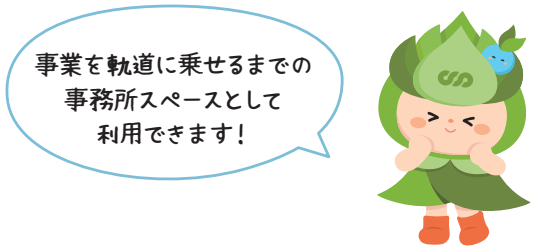

6 創業支援機関等一覧

創業に関する支援や助言を実施している機関等は次の通りです。

創業支援室の運営、専門家無料相談窓口、創業にかかる相談など

あきた企業活性化センター	〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1	☎018-860-5610

施設、設備機器の開放

秋田県産業技術センター	〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-11	☎018-862-3414

施設、設備機器の開放

秋田県総合食品研究センター	〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26	☎018-888-2000

チャレンジオフィスの運営

秋田市産業振興部 商工貿易振興課	〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1	☎018-888-5729

創業融資、創業セミナー、創業相談会の開催

日本政策金融公庫

秋田支店国民生活事業	〒010-0001 秋田市中通5-1-5 北都ビルディング1F	☎0570-005-597
大館支店国民生活事業	〒017-8567 大館市御成町2-3-38	☎0570-005-626

起業塾の開催、創業関係融資の斡旋、補助金の申込先、創業にかかる相談

商工会議所

秋田商工会議所	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内1F	☎018-863-4141
大館商工会議所	〒017-0044 大館市御成町2-8-14	☎0186-43-3111
能代商工会議所	〒016-0831 能代市元町11-7	☎0185-52-6341
大曲商工会議所	〒014-0027 大仙市大曲通町1-13	☎0187-62-1262
横手商工会議所	〒013-0036 横手市駅前町6-33	☎0182-32-1170
湯沢商工会議所	〒012-0826 湯沢市柳町1-1-13	☎0183-73-6111

グループ創業（企業組合制度）の支援

秋田県中小企業団体中央会	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内5F	☎018-863-8701

※ ―― （下線）が引かれた箇所を押すと詳細をご覧いただけます。

起業塾の開催、創業関係融資の斡旋、補助金の申込先、創業にかかる相談

秋田県商工会連合会

秋田県商工会連合会	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内4F	☎018-863-8491
かづの商工会	〒018-5201 鹿角市花輪字柳田14-1	☎0186-22-0050
北秋田市商工会	〒018-3302 北秋田市栄中綱31-1 （イオンタウン鷹巣内）	☎0186-62-1850
大館北秋商工会	〒018-5701 大館市比内町扇田字新大堤下93-11	☎0186-55-0406
上小阿仁村商工会	〒018-4421 上小阿仁村小沢田字向川原80の内	☎0186-77-3109
二ツ井町商工会	〒018-3155 能代市二ツ井町字比井野33	☎0185-73-2953
三種町商工会	〒018-2303 三種町森岳字岩瀬188-2	☎0185-83-3010
藤里町商工会	〒018-3201 藤里町藤琴字大関添6-1	☎0185-79-1529
白神八峰商工会	〒018-2641 八峰町八森字中浜41-3	☎0185-77-3161
男鹿市商工会	〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町50	☎0185-24-4141
湖東3町商工会	〒018-1725 五城目町西磯ノ目1-3-1	☎018-852-3460
潟上市商工会	〒018-1401 潟上市昭和大久保字元木田12-1	☎018-877-3456
河辺雄和商工会	〒019-2601 秋田市河辺和田字上中野176-3	☎018-882-3523
由利本荘市商工会	〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1-4	☎0184-23-8686
にかほ市商工会	〒018-0311 にかほ市金浦字十二林158-9	☎0184-38-3350
仙北市商工会	〒014-0327 仙北市角館町上新町43-1	☎0187-54-2304
大仙市商工会	〒019-1701 大仙市神宮寺字蓮沼21-19	☎0187-73-6270
美郷町商工会	〒019-1404 美郷町六郷字大町35	☎0187-84-0560
よこて市商工会	〒019-0508 横手市十文字町 十五野新田増田道東19	☎0182-42-0406
ゆざわ小町商工会	〒012-0105 湯沢市川連町字平城下23-2	☎0183-42-2163
羽後町商工会	〒012-1131 羽後町西馬音内字福田18-18	☎0183-62-1157
東成瀬村商工会	〒019-0801 東成瀬村田子内字上野67-2	☎0182-47-2151

※ ―― （下線）が引かれた箇所を押すと詳細をご覧いただけます。

7 専門家(社外ブレーン)の活用

創業するためには、税務・法務・労務・許可申請などさまざまな専門知識が必要です。
費用がかかることもありますが、税理士や司法書士、社会保険労務士、中小企業診断士など専門家の力を借りることで、スムーズな創業を進められるでしょう。
詳しくはそれぞれの専門家の所属する各機関へお問い合わせください。

税務申告、税務相談など(県内に8支部、個別相談は支部で対応)

東北税理士会 秋田県支部連合会	〒010-0875 秋田市千秋明徳町4-56 秋田県税理士会館 ☎018-832-2331 FAX.018-832-2439

法人設立・変更登記、不動産の各種登記

秋田県司法書士会	〒010-0951 秋田市山王六丁目3-4(秋田県司法書士会館) ☎018-824-0187 FAX.018-824-0196

労働・社会保険法令に基づいて行政機関に提出する書類を依頼者に代行して作成・提出

秋田県社会保険労務士会	〒010-0921 秋田市大町三丁目2-44　大町ビル3F ☎018-863-1777 FAX.018-863-1839

役所に提出する許認可等の申請書類の作成、提出手続の代理、遺言書の権利義務の作成など

秋田県行政書士会	〒010-0951 秋田市山王四丁目4-14　秋田県教育会館3F ☎018-864-3098 FAX.018-865-3771

商標登録、特許申請

日本弁理士会東北会	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18　太陽生命仙台本町ビル5F ☎022-215-5477 FAX.022-215-5478

経営診断や経営相談および支援の実施

秋田県中小企業診断協会	〒010-0013 秋田市南通築地1-1 ☎018-834-3037

8 秋田県起業・スタートアップポータルサイト「A-STA(エイスタ)」

起業時の情報収集の利便性向上を目的に秋田県が自治体の補助事業、当協会・商工団体等の支援機内容などの情報を取りまとめたサイトです。起業を検討中の方・起業後の成長を目指す方向けの情報が掲載されています。詳細は「A-STA」のHPをご覧ください。

※ —— (下線)が引かれた箇所を押すと詳細をご覧いただけます。

9 日本政策金融公庫の融資制度

創業時に利用できる主な融資制度

取扱金融機関　日本政策金融公庫

詳しくはこちらをクリック

資　金　名	新規開業･スタートアップ支援資金
対象となる方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
資金使途	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金及び運転資金
融資限度額	7,200万円以内
ご返済期間	設備資金　20年以内<うち据置期間5年以内> 運転資金　10年以内<うち据置期間5年以内>
借入利率	お借入の内容によって異なります。 なお、女性や35歳未満の方、55歳以上の方、中小会計を適用する方等の要件に該当する方は、特別金利が適用されます。 ※詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。
担保･保証人	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
備　　考	＊秋田県信用保証協会の保証は受けられません。 ＊日本政策金融公庫からの直接融資となります。 ＊その他に生活衛生新企業育成資金、資本性ローン等があります。 詳しくは日本政策金融公庫へお問い合わせください。

7 許認可等について

創業にあたって、業種によっては国や地方自治体の許可、認可、登録、免許、届出（以下「許認可等」といいます。）が必要となります。必要な許認可等を取得せずに事業を行うと法令違反となります。
主な許認可等の一覧は次の通りです。なお、法の改正等により取扱いが変更となる可能性がございます。

許認可等一覧表

以下の業種については、許認可等を取得していることが必要です。

業種		許認可等	根拠法	有効期限	処分権者
建設・不動産	建設業(注1)	許可	建設業法（第3条）	5年	国土交通大臣または知事
	電気工事業(注2)	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（第3条）	5年	経済産業大臣（経済産業局長）または知事
	建築士事務所		建築士法（第23条）	5年	知事
	測量業		測量法（第55条）	5年	国土交通大臣
	砂利採取業(注3)		砂利採取法（第3条）	なし	知事
	採石業		採石法（第32条）	なし	知事
	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（第3条）	5年	国土交通大臣または知事
飲食・食料品	食料品製造業(注4)	許可	食品衛生法（第52条）	5年を下らない期間	知事（保健所長）
	食料品販売業(注5)				
	飲食店営業				
	調理の機能を有する自動販売機				
	接待飲食等営業		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（第3条）	なし	県公安委員会
酒類	酒類製造業	免許	酒税法（第7条）	なし	税務署長
	酒母・もろみ製造業		酒税法（第8条）		
	酒類販売業		酒税法（第9条）		
医薬品	医薬品販売	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第24条）	6年	知事
	薬局		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第4条）	6年	知事
	医薬品（体外診断用医薬品を除く）医薬部外品・化粧品製造販売業		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第12条）	5年または6年	厚生労働大臣（知事）
	医薬品（体外診断用医薬品を除く）医薬部外品・化粧品製造業		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条）	5年または6年	
	医薬品・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合）		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第（13条の2の2）	5年	厚生労働大臣
	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2）		厚生労働大臣（知事）
	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2の3）		厚生労働大臣
	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の20）		厚生労働大臣（知事）
	再生医療等製品製造業		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の22）		厚生労働大臣
	再生医療等製品販売業		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の5）	6年	知事
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業、賃貸業		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第39条）	6年	知事（保健所長）
	医療機器修理業		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の2）	5年	厚生労働大臣（知事）
ガソリン・ガス	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（第5条）	なし	知事
	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第3条）	なし	経済産業大臣（経済産業局長）
	揮発油特定加工業		揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12の2条）		
	軽油特定加工業		揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12の9条）		
	液化石油ガス販売業		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（第3条）		

業種		許認可等	根拠法	有効期限	処分権者
運送	一般旅客自動車運送事業(注6)	許可	道路運送法(第4条)	なし	国土交通大臣 (地方運輸局長)
	特定旅客自動車運送事業		道路運送法(第43条)		
	一般貨物自動車運送事業		貨物自動車運送事業法(第3条)		
	特定貨物自動車運送事業		貨物自動車運送事業法(第35条)		
	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法第(79条)	2年または5年(注7)	
古物・家畜	古物営業(注8)	許可	古物営業法(第3条)	なし	県公安委員会
	家畜商	免許	家畜商法(第3条)	なし	知事
廃棄物	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第7条)	2年	市町村長
	産業廃棄物処理業		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第14条)	5年 (ただし、一定の基準に該当する場合は、7年)	知事
	特別管理産業廃棄物処理業		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第14条の4)		
	浄化槽清掃業		浄化槽法(第35条)	概ね2年	市町村長
人材派遣	有料職業紹介事業	許可	職業安定法(第30条)	3年更新時5年	厚生労働大臣
	労働者派遣事業		労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(第5条)	当初3年	厚生労働大臣
サービスその他	旅館業	許可	旅館業法(第3条)	なし	知事(保健所長)
	住宅宿泊業	届出	住宅宿泊事業法(第3条)	なし	知事(保健所長)
	浴場業	許可	公衆浴場法(第2条)	なし	知事(保健所長)
	病院、診療所、助産所		医療法(第7条)	なし	知事(保健所長)
	興行場(映画館、劇場)		興行場法(第2条)	なし	知事(保健所長)
	自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法(第78条)	なし	地方運輸局長
	遊技場営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条)	なし	県公安委員会

(注1) ①2以上の都道府県に営業所を設ける場合は国土交通大臣の許可が必要になります。
②下請業者と締結する工事契約額により、特定建設業者と一般建設業者に区分されます。
③政令で定める軽微な建設工事のみを行う事業者は許可がなくとも適法となります。この場合、次に該当することを、工事請負状況等で確認してください。
- 建築一式工事は1件当たり1,500万円未満の工事
- 延面積150㎡未満の木造住宅工事
- 建築一式工事以外の建設工事は1件当たり500万円未満の工事

(注2) 建設業法の電気工事業の許可を取得している場合、この法律上の許可は不要です。

(注3) 砂利採取法の許可関係で、特定地域の開発許可証の写が添付される場合がありますが、開発許可証は第3条の許可ではありません。

(注4) 食料品製造業で許可が必要な業種
(1)菓子製造業　(2)アイスクリーム類製造業　(3)乳処理業　(4)特別牛乳搾取処理業　(5)乳製品製造業　(6)集乳業　(7)食肉処理業　(8)食肉製品製造業　(9) 水産製品製造業　(10)冷凍食品製造業　(11)複合型冷凍食品製造業　(12)食品の放射線照射業　(13) 清涼飲料水製造業　(14)氷雪製造業　(15)食用油脂製造業　(16)みそ又はしょうゆ製造業　(17)酒類製造業　(18)豆腐製造業　(19)納豆製造業　(20)麺類製造業　(21)そうざい製造業 (22)複合型そうざい製造業　(23)液卵製造業　(24)漬物製造業　(25)食品の小分け業　(26)密封包装食品製造業　(27)添加物製造業

(注5) 食料品販売業で許可が必要な業種
(1)食肉販売業(※)　(2)魚介類販売業(※)　(3)魚介類競り売営業
※容器包装に入れられたものの仕入・販売のみを行う場合は除く

(注6) 平成29年4月1日より、一般旅客自動車運送事業の許可のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可については更新制(有効期間5年)となりました。

(注7) 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、5年となります。

(注8) 古物営業法の許可を必要とする取扱古物商品は次のとおりです。
①美術品　②衣類　③時計宝飾品　④自動車及び部品　⑤二輪自動車・原動機付自転車及び部品　⑥自転車類及び部品　⑦写真機類　⑧事務機器類　⑨機械工具類　⑩道具類　⑪皮革、ゴム製品類　⑫書籍　⑬金券類

8 創業・再挑戦事業計画書（記載例）

※お申込以前の日付となります。→　年　月　日

秋田県信用保証協会 御中

創業等関連保証・創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

申込人

住　所　秋田市○○町○-○○

会社名　(株)○○○

氏名または代表者氏名　○○　○○○

1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業	商号（個人） 会社名（会社）	(株)○○○
開業（予定）住所	秋田市○○町○-○○　電話　018（000）0000		
開業届出（個人） 設立登記（法人）	有・無	開業（予定）年月日 設立（予定）年月日	令和 00 年 00 月 00 日
業種	飲食業	資本金	[会社設立（予定）の場合] 1,000,000 円
許可等 [許可等取得が必要な場合]	種類：飲食店営業許可（許可・免許・登録・認証の別を記入）	根拠法：食品衛生法（取得すべき許可等の根拠法を記入（例）食品衛生法）	
従業員数	2 名	取扱品：昼：○○丼、○○ランチ 夜：地元食材料理等	仕入先：(株)☆☆食品 △△酒店
開業動機・目的	高校卒業後、東京都内の飲食店に○年勤務。今までの経験を活かし、地酒と新鮮な県内食材を原料とした料理を提供したい、と思い開業を決意しました。		
開業に必要な知識技術ノウハウの習得	調理師免許（令和△△年○○月△△日取得）		
〔会社設立予定の場合〕 出資者・出資額	○○　○○○　700,000円(70%) ○○　△△△　300,000円(30%)		
事業協力者の住所 氏名・勤務先	横手市△△町△-△ 協力者：××　×××　勤務先：○○屋 経営		

2. 創業準備の着手状況

ア　設備機械器具等発注済である。〈発注書の写しを添付ください。〉

イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。〈契約書・領収書の写しを添付ください。〉

ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。〈契約書・領収書の写しを添付ください。〉

エ　商品・原材料の仕入を行っている。〈注文書の写しを添付ください。〉

オ　事業に必要な許認可を受けている。〈取得した許認可の写しを添付ください。〉

カ　事業に必要な許認可取得未了。（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）

（申請中　）

キ　その他（具体的に記入してください　）

3. 運転資金計画

名称	金額	積算内訳
商品・材料等の仕入資金	800 千円	酒類・食材仕入れ
人件費等	600	従業員　1名　130千円×1名×3カ月 アルバイト1名　@700円×5時間×20日×3カ月
その他の資金	500	家賃　120千円×3カ月 水道光熱費　40千円×3カ月　広告用チラシ20千円
計	A 1,900	

※お申込制度によって、様式が異なる場合がございます。

4. 設備計画

区分	土地・建物	面　積	取得方法 自己・新築 取得・賃貸	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産	土　地	㎡		千円		
	建　物	㎡		千円		
	計	B （取得に要する資金）			千円	

区分	名　称	型式・能力	数　量	単　価	金　額	発注先	設置(完成)年月日
機械器具器備品等	店舗改修工事				3,000千円	○○工務店	○／○／○／
	厨房機器				1,000千円	××産業(株)	○／○／○／
	テーブル・椅子等				500千円	(株)△△商店	○／○／○／
	計	C （金額）			4,500 千円		

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A＋B＋C＝ 6,400 千円（D）

6. 資金調達計画

	預金			預金以外	
自己資金	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金　額	種　類	金　額
	○○銀行△△支店	普 通	1,600 千円	有価証券	
			千円		
			千円	その他（具体的に）	
			千円		
	自己資金合計		千円		

	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
借入金等(※)	今回の借入額 ○○銀行△△支店	1.50%	4,800 千円	40 千円	30・××～ 40・××
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
	借入金等合計		千円	調達資金 合計	D 6,400 千円

（※）今回の資金調達計画による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後１年間分）

支出		収入	
仕入高	5,040 千円	売上高	14,400 千円
外注工費		工賃収入	
人件費	5,400	雑収入	
家賃	1,440		
その他費用	1,840		
利益	680		
計	14,400 千円	計	14,400 千円

8. 販売・仕入先

主な販売先 受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
一般顧客	年 14,400千円	現金	(株)☆☆食品	年 3,360 千円	買掛
	年 千円		△△酒店	年 1,680 千円	買掛
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください。（経営者本人が負担している保証債務も含む）

10.その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入ください）

居酒屋○○に勤務して○年になります。
この間、自らが経営者となりお客様においしい料理を提供して喜んでいただきたいと
考えておりました。
ある程度の蓄えもでき、開業に適した物件が見つかったことから、独立を決意しました。
地酒と新鮮な県内食材を使った創作料理を手頃な価格で提供し、地元の方はもとより
多くの観光客の方に来店していただけるような店舗にしたいと考えております。

9 その他の資金調達

クラウドファンディング

インターネットのウェブサイトを介して不特定多数の個人から小口の資金（支援金）を集める資金調達法です。

イメージ図

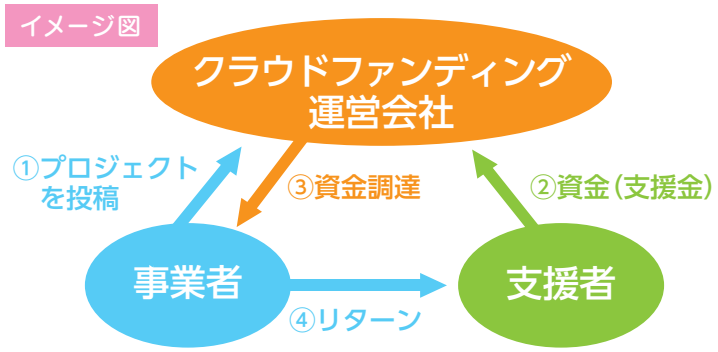

秋田県内では、（株）秋田魁新報社、（株）秋田銀行、（株）CAMPFIREが共同運営する「SCOP（スコップ）」などがあります。詳細は「SCOP」のHPをご覧ください。

※ ―― （下線）が引かれた箇所を押すと詳細をご覧いただけます。

投資ファンド

投資ファンドから投資を受ける形での資金調達です。投資会社等から経営支援を受けながら、事業運営を行うことができます。

ファンドスキーム図

秋田県内では、①秋田市で新たな事業の立ち上げや事業承継問題を抱える企業、事業拡大を狙う企業などを支援するためのファンド、②再生可能エネルギー関連のファンド（秋田県信用組合）などがあります。詳細については、下記相談窓口にお問い合わせください。

【ファンドに関する相談窓口】

①秋田市産業振興部 商工貿易振興課　TEL 018-888-5729
　秋田銀行 地域価値共創部　TEL 018-863-1212

②秋田県信用組合 経営支援部　TEL 018-831-3551
　ミライドア Tohoku（株）　TEL 019-606-3558

MEMO

お問い合わせ窓口

お近くの信用保証協会へお気軽にご相談ください。

経営支援課

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号
（秋田県商工会館内）
TEL 018-863-9015
FAX 018-863-9188

秋田東営業室

TEL 018-863-9016
FAX 018-863-9010
担当地域：秋田市（主に東部）

秋田西営業室

TEL 018-863-9018
FAX 018-863-9010
担当地域：秋田市（主に西部）・男鹿市・潟上市・南秋田郡

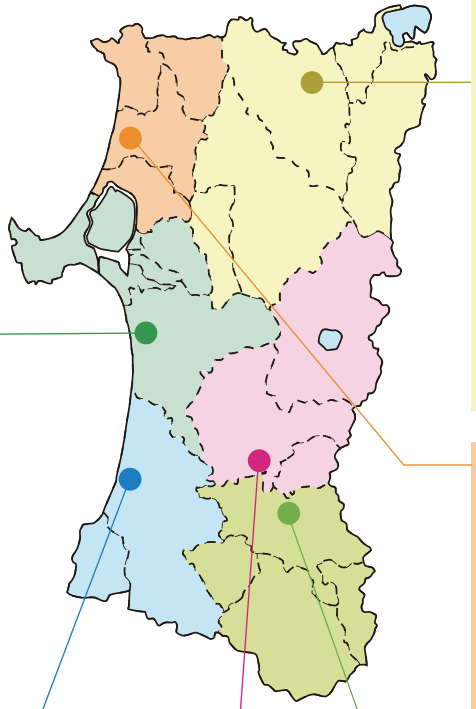

大館支所

〒017-0897 大館市字三の丸90番地
TEL 0186-49-2281
FAX 0186-49-2280
担当地域：大館市・鹿角市・北秋田市・北秋田郡・鹿角郡

能代支所

〒016-0817 能代市上町6番28号
TEL 0185-54-2377
FAX 0185-55-2264
担当地域：能代市・山本郡

本荘支所

〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4
TEL 0184-22-5330
FAX 0184-22-5332
担当地域：由利本荘市・にかほ市

大曲支所

〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
TEL 0187-63-1811
FAX 0187-63-1812
担当地域：大仙市・仙北市・仙北郡

横手・湯沢支所

〒013-0022 横手市四日町2番8号
TEL 0182-32-2361
FAX 0182-32-2363
担当地域：横手市・湯沢市・雄勝郡

秋田県信用保証協会

https://www.cgc-akita.or.jp

秋田県信用保証協会　検索

2026年4月1日現在